

広報 ちはやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和54年6月末日現在)

世帯数	1,563戸
人口	6,470人
男	3,128人
女	3,342人

第84号 □発行 千早赤阪村役場 ☎(07217) 2-0081代 □編集 観光課 (07217) 2-1447 □印刷 東野印刷



村立千早小学校

▼住所は、東阪三八八番地に在り、昭和42年8月31日に、新校舎が完成し、また昭和47年12月18日に、体育館も完成する。

校長先生は、仲谷克巳(52歳)で、教頭先生は佐々木繁夫(48歳)で、先生は校長、教頭先生を含め11人で、生徒数は130人です。写真でもあるように楠公の銅像に睨まれながら、勉強に励んでいます。

〔今月号の内容〕

◆僕たち私たちの施設	1頁	◆老齢福祉年金を受ける手続き	3頁
◆千早赤阪村総合計画「基本構想及び基本計画」答申並びに決議	2頁	◆国保シリーズ⑦	3頁
◆優良運転者の表彰について	2頁	◆農家の皆さんへ	3頁
◆ゴミの不法投棄はやめましょう	2頁	◆村税メモ	4頁
◆身体障害者に対する有料道路通行料金の優遇措置について	2頁	◆今月のキャンペーン	4頁
◆小型動力消防ポンプ積載車本村消防団森屋分団へ配備	2頁	◆後継者の皆さん 農業者年金に加入しましょう	4頁
◆国民年金の年金額が引き上げられました	3頁	◆診療所休診日お知らせ	5頁
◆保健所だより	3頁	◆千早天然凍豆腐組合の歴史	5頁
		◆夏の大掃除	5頁
		◆自動車排出ガス街頭検査実施	6頁
		◆村営プール一般開放	6頁
		◆きれいな川	6頁
		◆のびゆく村の未来像	6頁
		◆園芸教室	6頁

千早赤阪村総合計画「基本構想

及び基本計画」答申ならびに決議

かねて村長より諮問されていました「千早赤阪村総合計画基本構想及び基本計画」が、千早赤阪村総合計画審議会武田伊三会長より六月二十日山本村長に答申されました。

本総合計画は、昭和五十二年十二月二十三日諮問されたもので、昭和五十三年二・三月に開催されました「村長を囲んで、小中学生と語る会」や、同五月実施した「住民意識調査」をもとに審議会委員二十名、係長級以上の役場管理職二十二名からなる策定委員会(増田会長・助役)地域計画建築研究所(コンサルタント)により策定し、慎重に審議検討された結果答申されたもので六月二十九日の村議会で決議されました。本総合計画は、昭和六十五年度を目標年次とするもので、サブタイトル「自然と調和した活気あふ

れる村づくり」のしめすとおり恵まれた自然を保持しながら新たな地域文化を創造し、環境整備、産業振興を推進するという長期展望を明らかにしたものであります。今後、広報紙等を通じ村民の皆さまに詳細にお知らせいたします。



優良運転者の表彰について

(前月号に続く)

- ・初級表彰 三年以上
- ・中級表彰 初級受賞後三年以上
- ・上級表彰 中級受賞後三年以上
- ・右期間内に交通違反、事故、運転停止、取消処分がないこと(七月一日基準)
- ・申請書類
- ・表彰申請書
- ・運転専従証明書(自営等の方は検査証)
- ・講習受講カードの写し(コピー)
- ・過去三年間に毎年一回春・秋以上受講していること。
- ・中級・上級申請には、すでに受けている表彰状
- ・運転記録証明書(前号でお知らせ済)
- ・申請場所
- ・勤務先又は、住所を管轄する警察署。

ゴミの不法投棄はやめましょう

近年、本村全域で、心ない人達によるゴミの不法投棄が著しく増加し、村の美観を損うばかりではなく、附近住民の方々の迷惑になっています。このような行為を行なった者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反として厳しく取締りを行いますので、一人一人が注意しこれくらいのごみと思わず、必ず定められた方法により処理をしてください。なお、このような行為を見かけた人は、役場もしくは警察まで一報ください。

千早赤阪村はゴミ箱ではありません



身体障害者に対する有料道路通行料金の優遇措置について

身体障害者に対する有料道路

自動車を手代りとして運転する身体障害者の有料道路の料金割引が次のとおり優遇措置されます。

- 一、対象者
身体障害者福祉法の別表に掲げる下肢又は体幹の機能に障害を有し、同法第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている人に限ります。
- 二、自動車
前項に該当する対象者が手代りとして自ら運転する乗用自動車及び貨物乗用自動車、当該対象者又は当該対象者と生計を共にする者が所有する自動車に限り、営業用の自動車を除きます。
- 三、割引料金額
通常料金の半額です(十円未満の端数は切り上げて十円とします)。
- 四、割引証交付申請手続
運転免許証、車検証、印鑑、及び身体障害者手帳を持参の上役場住民課において割引証の交付申請手続を行ってください。
- 五、詳細、お問い合わせは役場住民課まで。 ☎ 二一〇〇八一

小型動力

消防ポンプ積載車

本村消防団森屋分団へ配備

本村では、火災及び防災対策の一貫として各地区消防分団へ小型動力消防ポンプを配備してまいりましたが、その小型動力消防ポンプに機動性を与えるため、本年度積載車を購入、森屋分団へ配備しました。

この積載車は、万一火災等が発生した時は幅員の狭い道路等にある水利まで直接進入し消火活動が行なえるよう、軽四輪自動車を消防車仕様に改造したものです。

これで、本村の消防力は、団員百人、分団数十三分団、消防車一台、小型動力消防ポンプ積載車二台、小型動力消防ポンプ十四台となりました。

しかし、いくら消防機具等が充実したとしても、火災の発生まで防ぐことはできません。住民一人一人が防火に努めましょう。

『それぞれの持場で生かせ火の用心』



国民年金の年金額が上げられました

国民年金の年金額が上げられました。国民年金は、毎年物価スライドなどによる給付水準の引上げが行われてきました。金も更に充実させ、二〇〇以上の引上げを行なうと、提出年金は、提出年金について三・四〇のスライドが実施されます。新しい年金額は、右の表のとおり改正されました。

拠 出 年 金		(54年7月から)			
年 金 種 別		現 行		新 年 金 額	
		年 金 額	月 額	年 金 額	月 額
老 齢 年 金	5 年 々 金	210,100円	17,508円	241,300円	20,108円 (54年7月より)
	10 年 々 金	287,100	23,925	296,900	24,742
	25 年 納 付	455,100	37,925	470,700	39,225
	25 年 納 付 (付加年金加入)	515,100	42,925	530,700	44,225
	40 年 納 付	728,200	60,683	753,200	62,767
	40 年 納 付 (付加年金加入)	788,200	65,683	849,200	70,766
障 害 年 金	1 級	577,600	48,133	597,500	49,792
	2 級	462,100	38,508	478,000	39,833
母子・準母子・遺児各年金		462,100	38,508	478,000	39,833

(54年7月から)

年 金 種 別		現 行		新 年 金 額	
		年 金 額	月 額	年 金 額	月 額
老 令 福 祉 年 金		198,000円	16,500円	240,000円	20,000円
障害福祉年金	1 級	297,600	24,800	360,000	30,000
	2 級	198,000	16,500	240,000	20,000
母子・準母子福祉年金		258,000	21,500	312,000	26,000

＜参考＞25年納付算出方式 1,300円(51年度の老齢年金算出基数)×300月×1.167(52年度物価スライド率)×1.094×53年度の物価スライド率1.067)×1.034(54年の物価スライド率)＝年金推定給付額

老齢福祉年金を受ける手続き

受ける人
老齢福祉年金は明治四十四年四月一日までに生まれた人が七十歳になったとき(但し、年金受給の老齢年金五年年金・十年年金を受けている場合は受けられませんが)

年金の請求

老齢福祉年金の支給を受けるためには受給権のある人が(確定・確認)の請求を知らしめなければなりません。この裁定の請求は役場保険課に提出するに当たります。なお、手続きのときには印鑑が必要です。

(イ)裁定請求書 (ロ)戸籍の抄本 (ハ)住民票の写し (ニ)所得状況の届 (ホ)他年金をうけているか、どうかについての申立書

年金の支払い

裁定の手続きをしますと、これを知らせる内容を審査して福祉年金を支給すると決定したときは、役場を通じて国民年金証書が交付されます。この年金の支払は、毎年十二月・四月・八月の各月の十一日以降にきめられた郵便局に本人が国民年金証書と印鑑を提示して受けてください。老齢福祉年金は保険料を納付したことによって受給する老齢年金のように、預金口座に自動的に振込みができます。詳しくは役場保険課国民年金係へ相談してください。

国保シリーズ ⑦



□健康管理はあなたと医師と国保の三人四脚

◇医療費は激増している

医療費は現在、激しい勢いで増加しています。国保中央会の調べでは、昭和五十二年の一人平均一年間で約七万円、老人では約二十四万円の医療費が使われています。これは十年前に比べて六・五倍にもなります。そして今後も医療費は増えつづけ昭和五十八年度には国民全体で二〇兆円を超えるだろうといわれています。

□一人一人気をつけよう 無駄な医療費

みんなの負担 国民健康保険の詳しいお問い合わせは役場保険課へ(電話二〇〇八一)

農家の皆さんへ

農薬の取扱いに

注意しましょう

○農薬を散布する前に必ず注意書きをよく読みましょう。
○散布するときは、皮膚が外に出るのをできるだけ少なくし、散布後すぐ石鹸等でよく洗います。
○農薬袋や空びんは、焼却するか、土中に埋めるなど、適切な処理をしましょう。

◇かかりつけのお医者さんを
もちましよう
一家に一人ホームドクターを！
あなたの健康をよく知っているお医者さんは病気のときは、もちろん日頃の健康管理はあなた医師そして国保の三人四脚で行なわれるのが望ましいです。



★必ず長袖、モンペ(長ズボン)を



あなたの街です。自然です。
吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモキンクリーン

・日本専売公社・

◇村税メモ

昭和五十四年度、固定資産税第二期分の納期は七月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。
なお、村府民税第一期分、及び軽自動車税に未納のある場合は、当日、併せて納付ください。

月 日	時 間	場 所
7月30日 (月)	午前9時～正午	森屋公民館
	午前9時～正午	水分公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
7月31日 (火)	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～正午	役場小吹台連絡所
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

〈今月のキャンペーン〉

会社等を退職した場合の住民税



◎サラリーマンと税金

会社や官公庁にお勤めの給与所得者の方の住民税は、勤め先の給与から税額を差し引く「特別徴収」という方法で納税していただいています。

毎年六月の給与の支払の時に、その年の年税額と六月以降翌年五月までの各月に納付していただく金額を記載した「特別徴収税額通知書」でお知らせしています。

住民税は、前年の所得によって年税額が決定されますので、年の途中で退職すると退職の以後は給与から差し引くことができないので、差し引けない税額を納税者自身から直接納めていただく「普通徴収」の方法がとられています。

ただし、退職後の差し引けない税額が退職時の未払いの給与、退職金等より少ないときは、退職の日が十二月三十一日までの場合に本人の希望により、一月一日以後の場合には自動的に給与の支払者を通して「特別徴収」の方法により一時に納めていただくことになっています。

また、住民税は、前年中の所得によって課税されることになっていますので、退職後に所得がなくなっても退職までの所得によって退職の翌年度に住民税を納付していただく場合がありますのでご了承ください。

なお、詳しいことは、税務課住民税係へおたずねください。

後継者のみなさん！

農業者年金に加入しましょう

1 改正された農業者年金制度

加入時期をのがし加入できなかった後継者の皆さん——いまからでも加入できます。
加入の申し出ができるのは、今年いっぱいです。お早目に。

1 救済対象者

次のすべての要件に該当する者
(1) 大正8年7月3日から昭和

15年1月1日までの間に生れた者であること。
(2) 基準日(年単位でみた任意加入者の加入期限月の初日)に次の要件を満たしていたこと。
(ア) あなたの父母、祖父母又は義父母で基準日に自分名義の五〇アール以上の農地等の

- 農業経営主であった人(これを「特定農業者」といいます)が、加入の申し出日にも農業経営主である場合には、その特定農業者から農業の後継者として指定された人(一人に限られます)であること。
(イ) 基準日まで引き続き三年以上農業に従事していたこと
(ロ) 加入の申し出日に次の要件を満たすこと。
(ア) 国民年金の被保険者であること。
(イ) 六〇才未満であること。
(ロ) 加入の申し出日に次のいずれかに該当すること。
(ア) 特定農業者が農業を行っている場合
特定農業者の直系卑属でかつ農業の後継者として指定された一人の者であること
(イ) その他の場合
特定農業者が加入の申し出日には農業経営主でなくなっている場合には基準日に特定農業者が耕作していた特定農業者名義の農地等の二分の一をこえる部分についてあなたが権利をもち農業経営主となっていること

2 納付

- (1) 加入の申し出者は、基準日の属する月から加入の申し出日の属する月の前月までの間の国民年金の被保険者期間(農業者年金の被保険者期間を除く)について一月につき三、六〇〇円の特例納付金を納めることができます。
(2) 納付は、昭和55年12月31日までにすること。
3 加入の申し出ができる期間は

生まれ月と基準日の関係

生まれ月と基準日の関係

昭和54年7月1日から12月31日までの六カ月です。この期間内に農協の窓口で手続きをしてください。くわしくは、農業委員会又は農協にお問い合せください。

生まれ月による区分	基準日
大正8年7月3日から大正9年1月1日までの間に生れた者	昭和49年7月1日
大正9年1月2日から昭和11年1月1日までの間に生れた者	昭和50年1月1日
昭和11年1月2日から昭和12年1月1日までの間に生れた者	昭和51年1月1日
昭和12年1月2日から昭和13年1月1日までの間に生れた者	昭和52年1月1日
昭和13年1月2日から昭和14年1月1日までの間に生れた者	昭和53年1月1日
昭和14年1月2日から昭和15年1月1日までの間に生れた者	昭和54年1月1日

夏の大掃除

七月・八月の都合のよい日にそうじを!!

大掃除について村では、実施日の指定は致しませんので七月・八月の適当な日を選んで大掃除をしてください。

なお、大掃除のゴミを出すときは次のことに注意してください。

★燃えるゴミは毎週の収集日（火金曜日）に定められた場所へ出して下さい。

★燃えないゴミは、七月・八月の粗大ゴミ収集日（七月十二日・二十六日・八月九日・二十三日）に、定められた場所へ出して下さい。

診療所休診日の

お知らせ

千早赤阪村国保診療所は、左記のとおり休診いたしますので、お知らせいたします。

記

七月二十五日(木)
八月一日(木)

八月八日(木)
八月十四日(木)

八月十五日(木)
八月二十二日(木)

八月二十三日(木)
八月二十九日(木)

※ 八月十四日は、奥千早診療所も休診です。

千早天然凍豆腐組合の歴史

旧千早凍豆腐組合所蔵の多数の資料を拝借しましたのでその概略を報告してお礼を申し上げます。

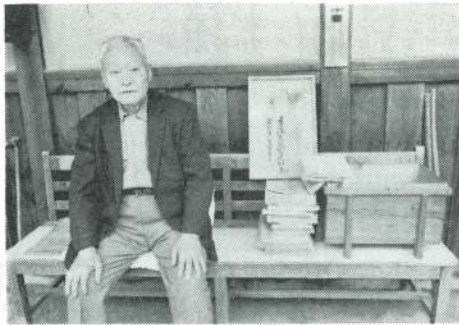
この度、千早凍豆腐組合では明治以来の建物を取りのけ、時代に即応した施設に改造されるに当たって次々譲りつがれて来た書類箱には十冊の古帳面と、明治二十八年以来の書類綴二冊とが収蔵されておりました。

いずれも千早の凍豆腐製造についての貴重な記録ばかりです。

一、木製の箱には明治五年一月吉日と記されています。

千早凍豆腐工業の開始は嘉永二年頃と記されています。おそらく地元の人々が高野山方面から技術を学んで商品生産をはじめたのは十九世紀の中頃で、今から一三〇年前のことでしょう。

この後一八六一年には石川藩の事業として大豆二・三〇〇石を使



明治以来の凍豆腐関係資料・千早凍豆腐組合蔵

って凍豆腐をつくっている詳細な記録、中津原尾花寛三氏所蔵のものを資料編五〇八頁〜五一五頁に掲載しました。

二、明治三十年旧二月二十四日より記しはじめた帳面には、年行司中谷長一郎、杉本嘉市、酒見常松と記し、

一金九拾六円 全員六十四釜より徴集す。「千早組」のレッテルデザイン料十円。金剛山折鉢料、酒、「凍豆腐代」等の支出が記録されています。この帳面は大正十四年までつづいていて釜元、夜釜、兵庫興業方郡から来ている職人の住所、氏名、給料等も記されています。

三、大正元年起しの大福帳には、組合員の定例会議出欠表が毎年きちんと記されています。

千早組は大変強い団結のもとに統制されていました。

釜はじめ、釜じまいは日は勿論時刻まで定められていました。たいてい十二月十三日前後にはじめ

二月二十日頃に終わっています。

大正三年度の場合、大正二年十二月十二日午後六時に釜はじめ初荷は大正二年十二月二十三日より以前に出荷しないよう、もし違反した場合は荷物をとりあげると規定しています。

「一夜凍豆腐」の価格（一銭）柏代（百拾円・大豆百石につき）、箱の大ききまで一定し品質の向上に努力していました。

大正三年の一工場生産高は次のように制限していました。

○ 水箱一八五〇箱以下。水箱一つで豆腐二八八切れをとっていました。原料大豆は五升です。

一、工場の原料大豆は九十二石位で千早全体で約五〇〇〇石よい豆腐で二五〇〇万切れ位の生産高ということになります。

（一石の重さは約一五〇kg、かさは約一八〇ℓです。）

四、凍豆腐製造業三國連合会のこと。

明治二十八年十月の三國連合会通常大会の報告書には高野組、小倉組、野迫川組、加賀田組、天見組、滝畑組、石見川組と製造開始日、工場稼働日数、各組の製造箱数（少ない組一〇五〇箱、多い組で一三五〇箱）等を制限しています。この当時三國すなわち大阪府・奈良県・和歌山県の十二地区で生産、価格等の統制をして共倒れしないようにしていました。

五、冷凍工場の出現と対策

この規約の第八条に

「本会員は、大阪市・神戸市・堺市における凍豆腐荷受問屋にして冷蔵凍豆腐を取扱うものへは一切出荷せず」として、日本冷蔵という強敵に対抗する方便を講じています。

しかし、戦後千早でも、冷凍機を入れて一年間を通じて製造するようにになりましたが、この頃は本

大正三年には連合会の方で、日本冷蔵の経理内容を調査報告し、天然の方が一箱につき二十八銭三厘だけ安上りであるから冷蔵恐るにたらずと記しています。

六、千早索道のこと

千早の索道は南海高野線千早口駅から、今の千早大橋上流五十メートル旧道沿いサイノカミサン

その設立趣意書とか、営業報告等はまだ手に入っていません。しかし、この記録によると、大正九年に凍豆腐組合の人々で一千株を持つという決議がされ、大正十一年頃には営業していたと思われる。

又、昭和十五年頃まで利用していたようですから、自動車の通行可能になるまでは絶対的に必要でしたが、その中貨物自動車と競争関係に立たされ、約二十年間の営業で幕を閉じています。

明治三十年代に千早街道が改良されました。それまでは、大豆も人の肩と、牛の背で運びました。

富田林駅と五条駅とは、千早から五条駅へ行く方が近く、大豆一石の運賃も富田林駅から千早の工場までの方が高かったほどでした。

明治三十三年五条ヨリ千早迄大豆一石二付運賃三十三銭ノ定メ荷物ハ巻箱ニツキ三銭五厘ノ定メ

富田林ヨリ千早迄ノ大豆一石ノ運賃金四十五銭トス

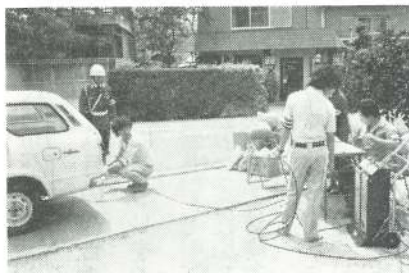
この年の米一石の価格は十二円位でした。

索道運搬の必要も理由がわかります。紀の川の南側の山地から、高野口・橋本・五条へと索道がかかっていました。

その頃に千早でもかけられました。そして交通技術の革命（道路と自動車の進歩）とともにその使命を果して終りを告げたということが出来ます。

索道の営業の報告書又は会社設立関係等書類がありましたら、ぜひお貸しくださいますようお願い申し上げます。

村史編集委員会



自動車排出ガス 街頭検査結果

項目/区分	検査台数	合格台数	割合	整備通知
一酸化炭素(CO)	42	38	3	1
炭化水素(HC)	41	37	4	

大阪府下の自動車は二〇〇万台を超え、一〇年前の約二倍になっています。これらの自動車から排出されるガスの中には窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素などの有害物質が多量に含まれており、大気汚染の大きな原因となっています。

このため、自動車排出ガス対策の一環として従来から大阪府警察本部及び関係機関が協力して実施している街頭検査を一層強化することとし、去る六月十二日(国道三〇九号線)赤阪農協前において自動車を停止させ一酸化炭素(CO)・炭化水素(HC)の有害ガスの排出濃度検査及び排出ガス減少装置取付け等の措置状況検査を実施致しました。

自動車排出ガス 街頭検査実施

△きれいな川
のびゆく村の未来像▽
―河川愛護月間―
7月1日～31日

七月は、河川愛護月間です。川は私達の暮らしの中に生きており、私達の生活にとってかけがえのないものです。私達一人一人の注意協力により、川をきれいにしましょう。

(一)川にゴミを捨てないでください。ゴミは、洪水や汚れの原因になります。

(二)川に汚水を流さないでください。私達の飲料水へつながっています。

(三)堤防等、川の施設を損傷しないでください。

四川の流れの速いところ、深いところなど危険なところに近づかないでください。

村営プール一般開放

※所在地
千早赤阪村大字水分
二六三

※期間
8月1日～8月15日
※時間
午後1時～4時

※料金
大人(中学生以上)
三十円、小人二十円

※問合せ先
千早赤阪村教育委員会
電話二〇〇八一
プール室二〇一四二



国際児童年1979

千早赤阪村教育委員会
千早赤阪村青少年指導員会

園芸教室

南河内地区農業改良普及所

今月より毎月、園芸(花)について書くことになりました。はじめてのことなので、どのような内容がよいのか分かりません。今後一年間は基礎的な技術や知識と各月の作業について述べていくことにします。

さて、千早赤阪村は自然休養村整備事業により、農業と観光を結びつけた村づくりを行っています。そこで観光資源の一つとして花を生かすこともよい事だと思えます。例えば、ヨーロッパの町並みを見ると、家々の前庭や窓にたくさんの美しい花を咲かせ、人々の目を楽しませてくれます。当村でも各家庭で少しづつ花をつくり表通りに置くことにより、すぐにもこのような光景が実現できるのではないのでしょうか。

当村で花を栽培するうえで考慮に入れておく事が一つあります。それは気温で冬が寒く夏が涼しいことです。特に夏の夜温が二五度を越す日が少なく、夏場の花栽培が容易で花色の冴えがよくありません。その他にもいろいろの要素はありますが、一般的に栽培されている花の種類は五〇〇とも八〇〇ともいわれるぐらい豊富なためそれぞれの場所・季節に合った植物を見つけられます。

■種子のはなし

植物の種子は土にまけば必ず芽が出るというものではありません。種子の発芽には水と温度と酸素が必要で、この条件の一つでも不適当だと発芽は完全には起こりません。しかし、植物の中にはこの三つの条件がそろっても発芽しないものがあります。まず考えられる原因の一つとして、種皮が硬く

て水を吸えない場合(硬実種子)があります。スイートピーのようなマメ科植物に多くみられ、これらは種皮に傷をつけて吸水させます。次に光に影響されるものがあり、プリムラ類(好光性種子)、反対にヒナゲシのように暗所でないと発芽しないもの(嫌光性種子)もあります。

さて、種子の寿命は何年ででしょうか。原始ハスのように寿命の非常に長いものもありますが、普通は数年といわれています。アスタ1のように一年以内のものもあれば、ヒマワリ・アサガオのように三年以上のものもあります。また種子の寿命は貯蔵状態によっても異なります。高温や多湿は発芽力を急激に低くします。種子の保存はなるべく冷暗所で乾燥状態に置くことが大切です。

ところで、種子をまいてきれいな花が咲いたので種子を取ろうとしたができなかった。または、できても花色や形質が違ってしまったということがあります。これは一代雑種(F1)というもので、その一代だけがよい花が咲くように交配されたものです。最近、花のカタログをみると、この(F1)が多くなっています。

■今月の作業

★草花の種まき

△冬に咲かせる秋まき草花▽
本来、秋まき草花は耐寒性があるが、株が大きくなり低温に会うと花芽ができ、春の温度の上昇と日長によって伸長開花する性質があります。しかし、中には株が大きくなれば開花するものがあり、

早まきすれば年末には花が見られます。パンジー・デージー・極早生ストックなどで、は種期は七月下旬～八月上旬です。暑い時期なので病気が出やすく、土は焼いて消毒し、寒冷紗をかけて強い光や乾燥から保護します。

△ハボタンの種まき▽
正月を飾るハボタンは今月中旬に種子をまきます。箱まきや床まきで、は種後は寒冷紗でトンネル状に覆います。種は数日で発芽しますが徒長させないように注意し、本葉二～三枚で一〇cm間隔に移植します。

※球根の植え込みと管理
ナツズイセン・ヒガンバナなどのリコリス類は上旬が植え付け適期です。八月下旬～九月にかけて花茎だけ伸び開花します。春に植えたダリア・グラジオラス・シンジャ・カンナなどに土寄せを行ない支柱を立てます。

※宿根草の植えかえ
花の終わったジャーマンアイリス・ハナショウブは今が株分け、植えかえの適期です。花の咲いた芽の両脇についた芽を切りはなし植えます。

※花木のさし木
今年新しく伸びた枝が充実した今がさし木の時期です。さし木のコブは、さし穂が乾燥しないように葉面積を少なくしたり、空気中の湿度を高めた日よけをしたりします。

※盆栽の葉刈り
モミジ・カエデ・ケヤキなどの葉刈りは今月中旬に少しづつ行います。樹勢の強い木や枝だけにとどめ、葉刈り後は半日陰に移し、水やりは少し控えます。